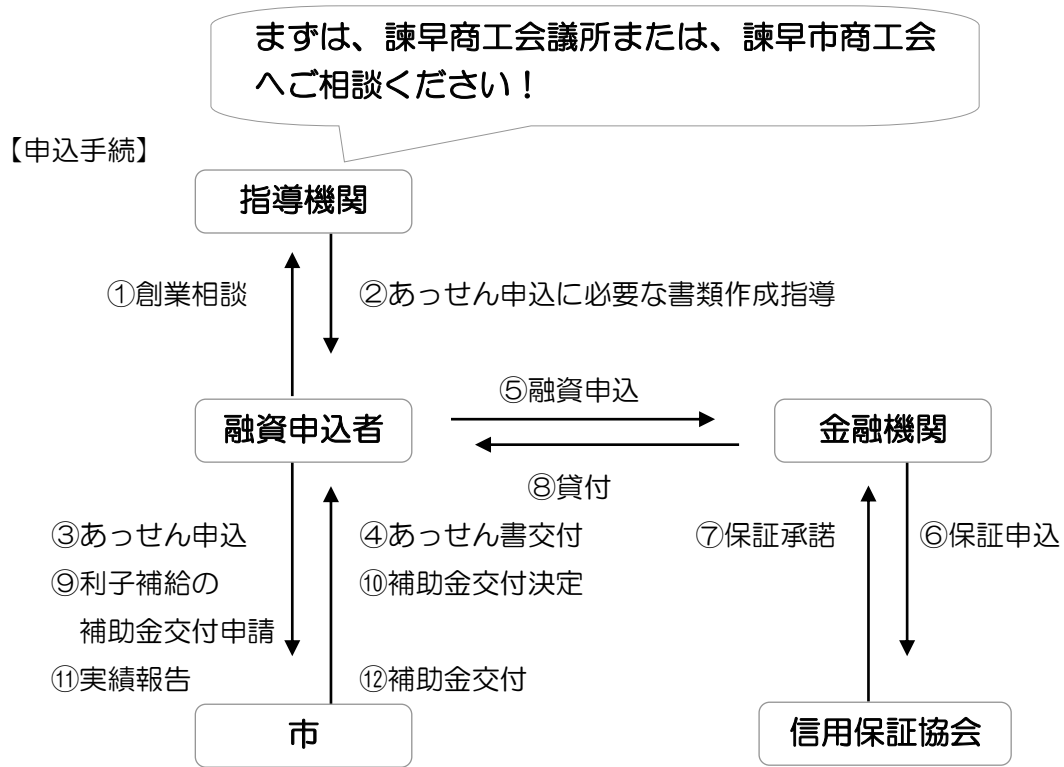


保証料は全額市が負担！ 利子額も3年間2分の1の額を市が補給します！

諫早市中小企業創業支援資金

市では、市内で新たに創業しようとする方（創業後5年未満の方を含む）を対象に、商工会議所及び商工会、金融機関と協力して創業資金の融資を行っています。

さらに融資が実行された際には、信用保証協会への保証料を全額市が補給し、利子額についても融資を受けた日から3年間、利子額の2分の1の額を市が補給します。ぜひご利用ください。



【融資条件】

融資限度額	2,000万円
資金用途及び償還期間	運転資金7年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金10年以内（うち据置期間1年以内）
利率	1.5%（3年間、利子額の2分の1の額を市が補給）
保証料	市が全額負担
取扱金融機関	十八親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫

【融資対象者】

市内において新たに創業しようとする方、または創業後5年未満の方で、次の①～④の全てに該当する方

- ① 次のいずれかに該当する方
 - ア) 事業を営んでいない個人であって、1月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けたものにあつては6月以内）に本市において新たに事業を開始する具体的な計画を有する
 - イ) 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けたものにあつては6月以内）に本市において新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立する会社が事業を開始する具体的な計画を有する
 - ウ) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、本市において新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的な計画を有する
 - エ) 本市において事業を開始した日以後の期間が5年未満である個人
 - オ) 本市において設立された日以後の期間が5年未満である会社（中小企業者に限る。）
- ② 市内に住所を有している
- ③ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる
- ④ 市税等に滞納がない

【あっせん申込の際に必要な書類】

住民票又は登記事項証明書、直近の所得税確定申告書又は決算報告書（未だ無い場合は不要）、市税等の完納証明書、国民健康保険料完納証明書（国民健康保険以外の方は保険証の写し、個人のみ）、創業・再挑戦計画書（1か月以内に新たに創業を行う方のみ）、見積書（設備資金の場合）

※ 金融機関、信用保証協会の審査の結果、融資のご希望に添えない場合があります。

問い合わせ先		住所	電話番号
諫早商工会議所		高城町5-10	22-3323
諫早市商工会	本所・東部支所	高来町三部壱252-14	32-2184
	西部支所	多良見町化屋759-15	43-0140
諫早市 商工観光課		東小路町7-1	22-2647